

提 案 理 由

報告第10号
専決第6号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

平成26年1月10日、養父市八鹿町国木地内で、市道国木6号線の除雪作業中、排雪板左端部がブロック塀に接触し、塀を破損させたもの

- ・過失割合 市の過失100%
- ・損害額 341,280円
- ・協議が整った日 平成28年9月5日

議案第87号

損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。

【事案の概要】

平成23年7月、養父市八鹿町国木地内の市有法面陥没により、虹の街分譲地で土地が地盤沈下し、建物に亀裂が入るなどの被害が生じたもの

- ・過失割合 市の過失100%
- ・損害額 10,940,000円
- ・協議が整った日 平成28年9月6日

議案第88号

平成28年度養父市一般会計補正予算（第4号）

理 由

議案第87号に係る損害賠償経費を補正するものである。